

## 地域生活支援拠点等に関する加算について

### 拠点機能① 相談

内 容	対象事業
<p><b>地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回</b></p> <p>市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、その旨を運営規程に定めた特定相談支援事業所の相談支援専門員が、サービス等利用計画を作成した要支援者に対して、コーディネーターの役割として相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合、利用者1人につき1月に4回を限度に算定できる。</p>	<p>計画相談支援</p> <p>障害児相談支援</p>

### 拠点機能② 緊急時の受入れ・対応

内 容	対象事業
<p><b>(1) 緊急短期入所受入加算</b></p> <p><b>【I】180 単位/回 福祉型、【II】270 単位/回 医療型</b></p> <p><b>※全ての指定短期入所事業所で算定可能</b></p> <p>居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（やむを得ない事情がある場合にあっては14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。</p>	<p>短期入所</p>
<p><b>(2) 定員超過特例加算 50 単位/日</b></p> <p><b>※全ての指定短期入所事業所で算定可能</b></p> <p>緊急利用者を受け入れた結果、運営規定に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を提供することとなった場合、利用者全員につき算定可能とする。</p> <p>算定開始日から起算して10日を限度として算定でき、当該加算の算定中は利用者の数が利用定員を超える場合の減算及び大規模減算は適用しない。</p>	
<p><b>(3) 緊急時の受入機能の強化 100 単位/日</b></p> <p>市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、その旨を運営規程に定めた短期入所事業所について、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。（緊急時の受入れに限らず、全ての利用者に適用可）また、重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。なお、本加算は利用開始日のみが算定可能であることに留意すること。</p>	
<p><b>(4) 緊急時対応加算 100単位/回 +50単位/回（市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、その旨を運営規程に定めた場合）</b></p>	<p>居宅介護</p> <p>重度訪問介護</p> <p>同行援護</p>

<p><b>※全ての居宅介護事業所等で算定可能</b></p> <p>居宅介護等の計画に位置付けられていない居宅介護等を利用者又はその家族から要請を受けてから24時間以内に行った場合に月2回を限度として加算する。</p>	<p>行動援護 重度障害者等包括支援</p>
<p><b>(5) 緊急時支援加算 (I) 711単位/日 +50単位/日 (市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、その旨を運営規程に定めた場合)</b></p> <p><b>※全ての自立生活援助事業所で算定可能</b></p> <p>緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時)に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。</p>	<p>自立生活援助</p>
<p><b>(6) 緊急時支援費 (I) 712単位/日 +50単位/日 (市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、その旨を運営規程に定めた場合)</b></p> <p><b>※全ての地域定着支援事業所で算定可能</b></p> <p>指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急事態において、利用者又はその家族からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、一日につき算定する。</p>	<p>地域定着支援</p>
<p><b>(7) 緊急時支援費 (II) 95単位/日</b></p> <p><b>※全ての地域定着支援事業所で算定可能</b></p> <p>緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族からの要請に基づき、深夜(夜10時から朝6時までの時間をいう)に電話による相談援助を行った場合に算定できる。</p>	

**拠点機能③ 体験の機会・場の提供**

内 容	対象事業
<p><b>(1) 障害福祉サービスの体験利用支援加算 500単位/日(初日～5日)、250単位/日(6日～15日)+50単位/日(市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、その旨を運営規程に定めた場合)</b></p> <p><b>※全ての指定障害者施設の生活介護等で算定可能</b></p> <p>障害福祉サービスの体験利用の支援(介護等の支援又は指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助)を行った場合に、15日以内に限り所定単位を基本報酬に代えて算定することができる。</p>	<p>指定障害者支援施設の生活介護 自立訓練(機能・生活) 就労移行支援、 就労継続支援B型</p>

<p>(2) <b>体験利用加算 500単位/日 (初日～5日) 250単位/日 (6日～15日) +50単位/日</b> (市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、その旨を運営規程に定めた場合)</p> <p><b>※全ての地域移行支援事業所で算定可能</b></p> <p>障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定。なお、当該利用者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新日から再度15日を限度として算定できる。</p>	地域移行支援
<p>(3) <b>体験宿泊加算</b></p> <p><b>※全ての地域移行支援事業所で算定可能</b></p> <p>①<b>体験宿泊加算 (I) 300単位/日 +50単位/日</b> (市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、その旨を運営規程に定めた場合)</p> <p>一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合</p> <p>②<b>体験宿泊加算 (II) 700単位/日 +50単位/日</b> (市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、その旨を運営規程に定めた場合)</p> <p>夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合</p> <p>※一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、(I)及び(II)を合計して15日以内に限り算定。</p>	
<p>(4) <b>強度行動障害者体験利用加算 400単位</b></p> <p><b>※全ての共同生活援助事業所で算定可能</b></p> <p>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の過程を修了した者が所属する指定共同生活援助事業所において、一時的に体験利用が必要と認められる強度行動障害者に対し、援助を行った場合、1日につき所定単位を加算する。なお、重度障害者支援加算を算定している場合は当該加算を算定できないことに留意すること。</p>	共同生活援助
<p>(5) <b>体験宿泊支援加算 120単位/日</b></p> <p><b>※全ての施設入所支援で算定可能</b></p> <p>地域生活支援拠点等として運営規定に定める指定障害者支援施設に入所する利用者が、指定地域移行支援事業者の体験的な宿泊支援を利用する際、当該施設従事者が地域移行支援当事者との連絡調整、相談援助を行った場合、1日につき所定単位を基本報酬に代えて算定することができる。また、当該加算算定期間中は、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できる。なお、体験宿泊の利用開始日及び最終日は当該加算を算定できないことに留意すること。</p>	施設入所支援

拠点機能④ 専門的人材の確保・育成

内 容	対象事業
<p><b>(1) 重度障害者支援加算 (Ⅱ)</b>  <b>※全ての生活介護事業所、施設入所支援で算定可能</b></p> <p>① (体制加算) 7単位/日            強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合。強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に算定。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。</p> <p>② (個人加算) 180単位/日            強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合            ※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者1人あたりの利用者の数は5人が限度。</p>	<p>生活介護 施設入所支援</p>
<p><b>(2) 行動障害支援体制加算 35単位/月</b>  <b>※全ての計画相談支援事業所等で算定可能</b></p> <p>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合。全ての基本報酬に算定可能。</p>	<p>計画相談支援 障害児相談支援</p>
<p><b>(3) 要医療児者支援体制加算 35単位/月</b>  <b>※全ての計画相談支援事業所等で算定可能</b></p> <p>医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合。全ての基本報酬に算定可能。</p>	
<p><b>(4) 精神障害者支援体制加算 35単位/月</b>  <b>※全ての計画相談支援事業所等で算定可能</b></p> <p>神奈川県の実施する相談支援従事者専門コース別研修(地域移行・地域定着)等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合。全ての基本報酬に算定可能。</p>	

拠点機能⑤ 地域の体制づくり

内 容	対象事業
<p><b>(1) 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回</b></p> <p>地域生活支援拠点等として運営規定に定める特定相談支援事業所の相談支援専門員が、他の福祉サービス事業者と支援困難事例等についての課題検討及び情報共有等を行い、地域課題を整理した上で協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。）に報告を行った場合に算定できる。なお、算定に当たっては、当該計画相談支援の対象となる障害者 1 人につき 1 月に 1 回を限度とし、関係機関の支援者が支援を行うにあたり要した費用については、当該加算算定事業所が負担することが望ましい。</p>	計画相談支援 障害児相談支援